

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第1種高度地区	約 590.0 ha 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第1種高度地区	約 64.8 ha 1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種高度地区	約 4.6 ha 建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第2種高度地区	約 484.3 ha 1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第2種高度地区	約 20.7 ha 1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第2種高度地区	約 26.5 ha 1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	

第3種 高度地区	約 3.8 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
17m第3種 高度地区	約 13.0 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
20m第3種 高度地区	約 156.6 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
30m第3種 高度地区	約 15.7 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
40m第3種 高度地区	約 7.7 ha	1 建築物の高さは40メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
30m 高度地区	約 10.7 ha	建築物の高さは30メートル以下とする。	
40m 高度地区	約 22.6 ha	建築物の高さは40メートル以下とする。	

50m 高度地区	約 45.3 ha	建築物の高さは50メートル以下とする。	
60m 高度地区	約 0.7 ha	建築物の高さは60メートル以下とする。	
小計	約 1,467.0 ha		
1 制限の緩和 (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。 (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。 ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 2 既存不適格建築物等に対する適用除外 (1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。 (2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するとき限り、当該規定は適用しない。 ア 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。 イ 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。			

ウ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

3 地区計画等の区域内の特例

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成20年11月目黒区告示第530号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成16年法律第110号）第61条第2項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

(2) 前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

4 認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

(1) ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の1.1倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

(2) 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表1 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ

表2 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2.0倍に相当する高さ

(3) 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表3及び表4に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ

表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2. 2倍に相当する高さ

5 区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

6 特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	・林試の森公園 周辺地区 ・補助４６号線 目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線 目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線 原町一丁目・洗足一丁目地区	約 20.2 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約 20.2 ha		
合 計		約 1,487.2 ha		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変 更 概 要

(下線部分は変更部分)

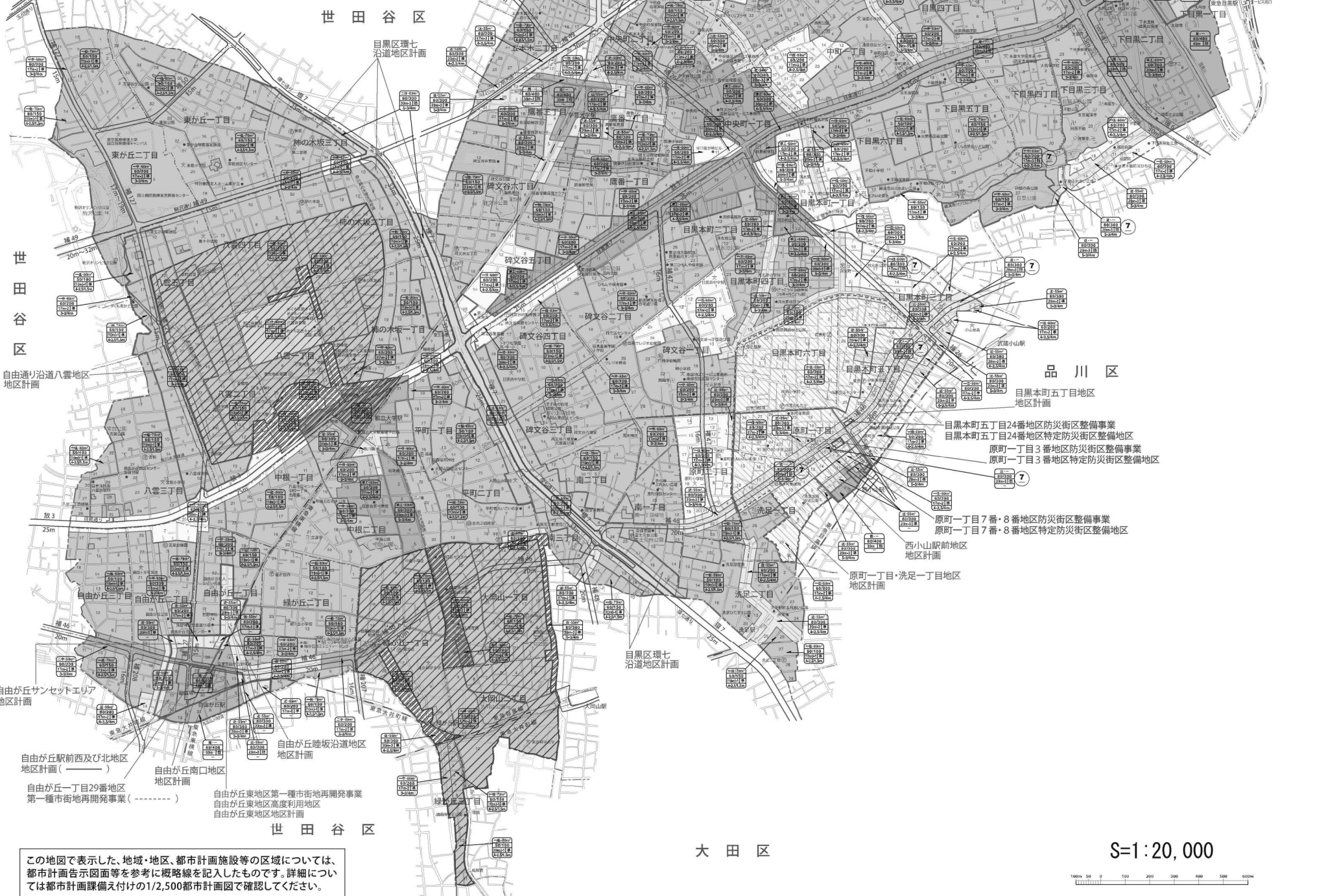
事項	建築物の高さの最高限度又は最低限度							
	〔最高限度〕							
	変更前	変更後						
4 認定による特例	一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている<u>もの</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略	4 認定による特例 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u> (1) <u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の1. 1倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> (2) <u>一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表1 略 表2 略 (3) <u>一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表3及び表4に掲げる高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲 <table><tr><th>対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)</th><th>絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)</th></tr><tr><td>1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ</td></tr></table> 表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限	対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ	3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ
対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)							
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ							
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ							

	の範囲	
	対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2 倍に相当する高さ
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 6 5 倍に相当する高さ
	10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2. 2 倍に相当する高さ
5 区長の許可による特例 次の各号の二に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	5 区長の許可による特例 次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	

総括図

東京都市計画高度地区

凡		例
地 域	一低	第一種低層住居専用地域
	一中	第一種中高層住居専用地域
	二中	第二種中高層住居専用地域
	一住	第一種住居地域
	二住	第二種住居地域
	近	近隣商業地域
	商	商業地域
	準工	準工業地域
		特別工業地区
		第一種文教地区
地 区		第二種文教地区
		斜線型 第1種・第2種・第3種
高 度 地 区		絶対高さ型 17m・20m・30m・40m・50m・60m
	⑦	最低限度 7m
高 さ の 限 度		高さの制限 10m・12m
		防火地域
防 火 地 域		準防火地域
		生産緑地地区
都 市 施 設		都市計画道路
		都市計画公園および都市計画緑地
日 影 規 制		日影規制時間及び測定面
		測定面 1.5m, 4m
新 た な 防 火 規 制		東京都建築安全条例 第七之三第一項に 基づく指定区域



東京都市、消防防火地区及び準防火地区（目黒区決定）（内閣） 153

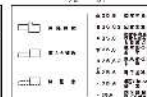
36-3 (IX-LD20-1)

HO 3-14	HO 5-14	GRADING
---------	---------	---------

✱



248

[illegible]

姓名 性别 年龄 职业

住址

联系电话

电子邮箱

身份证号

血型 身高 体重

婚姻状况 教育程度

兴趣爱好

自我描述

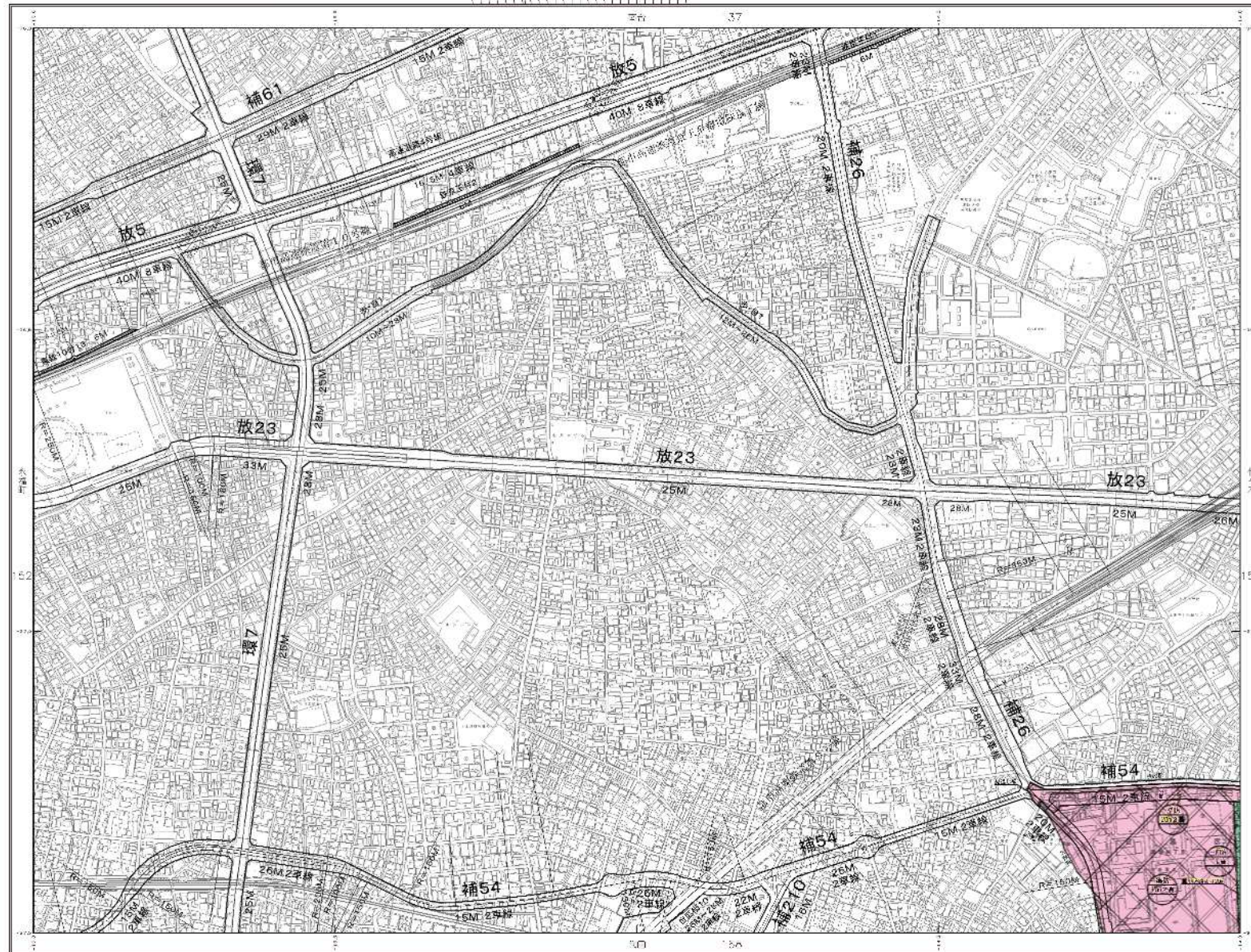
其他信息



1. 研究対象：東京、神戸、大阪、名古屋の4都市の若年世帯の消費行動を調査対象とする。
2. 研究目的：都市間の消費行動の差異を明らかにする。
3. 研究内容：消費行動の調査方法、調査対象の選定、調査の実施、調査結果の分析、調査結果の報告。
4. 調査方法：アンケート調査、インタビュー調査、観察調査。
5. 調査結果：消費行動の差異を明らかにする。
6. 調査結果の分析：消費行動の差異を明らかにする。
7. 調査結果の報告：消費行動の差異を明らかにする。



色	名
	第一種色紙(緑)
	第二種色紙(桃)
	第三種色紙(青)
	第四種色紙(水色)
	第五種色紙(赤)
	第六種色紙(赤)



ホウ 10月決算	1. 4月24日 11月決算認可 2. 4月25日 7月決算認可
ホウ 11月決算	
ホウ 12月決算	
ホウ 1月決算	

1-2-87C

このように、両国政府は1972年の日中共同声明で「中国の歴史は、漢民族の歴史であり、漢民族の歴史は中国の歴史である」という原則を定めた。この原則が、1979年の日中共同声明で「中国の歴史は、漢民族の歴史であり、漢民族の歴史は中国の歴史である」という原則を定めた。この原則が、1979年の日中共同声明で「中国の歴史は、漢民族の歴史であり、漢民族の歴史は中国の歴史である」という原則を定めた。

東京通商貿易 東京通商貿易 東京通商貿易

7. 図表に示す関数のグラフの上の点AとBの座標を求め、関数の式を求めよ。

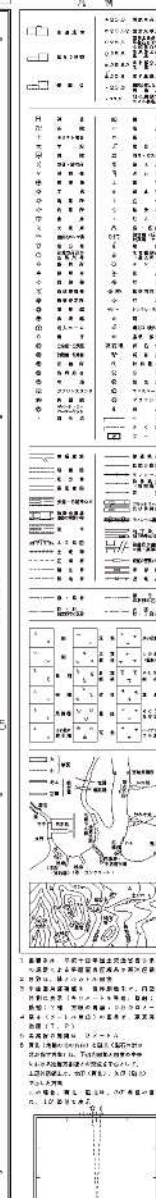
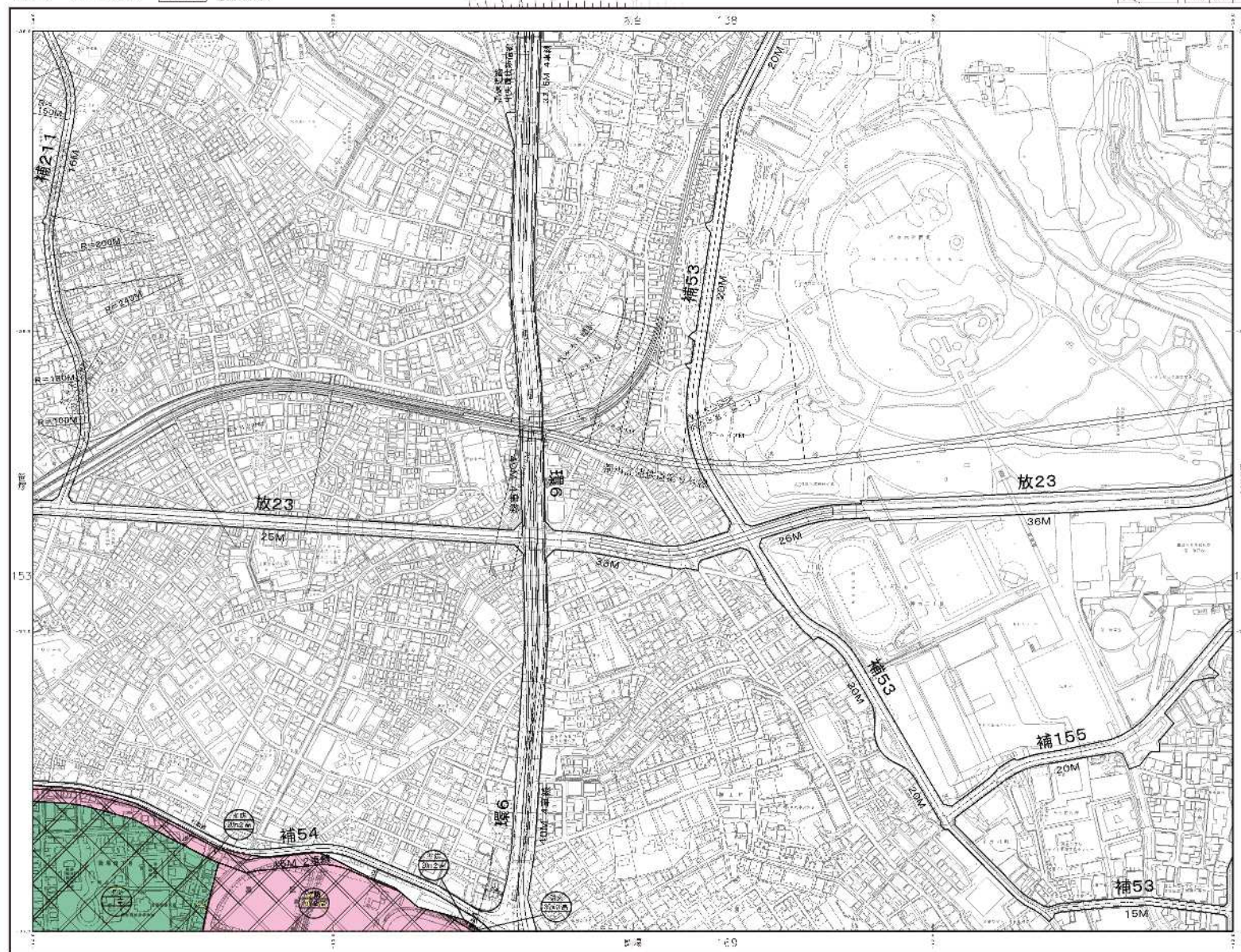
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1:5,000

3.6-4 (1:2,500 1:5,000) (縮尺:1:2,500)

代々木



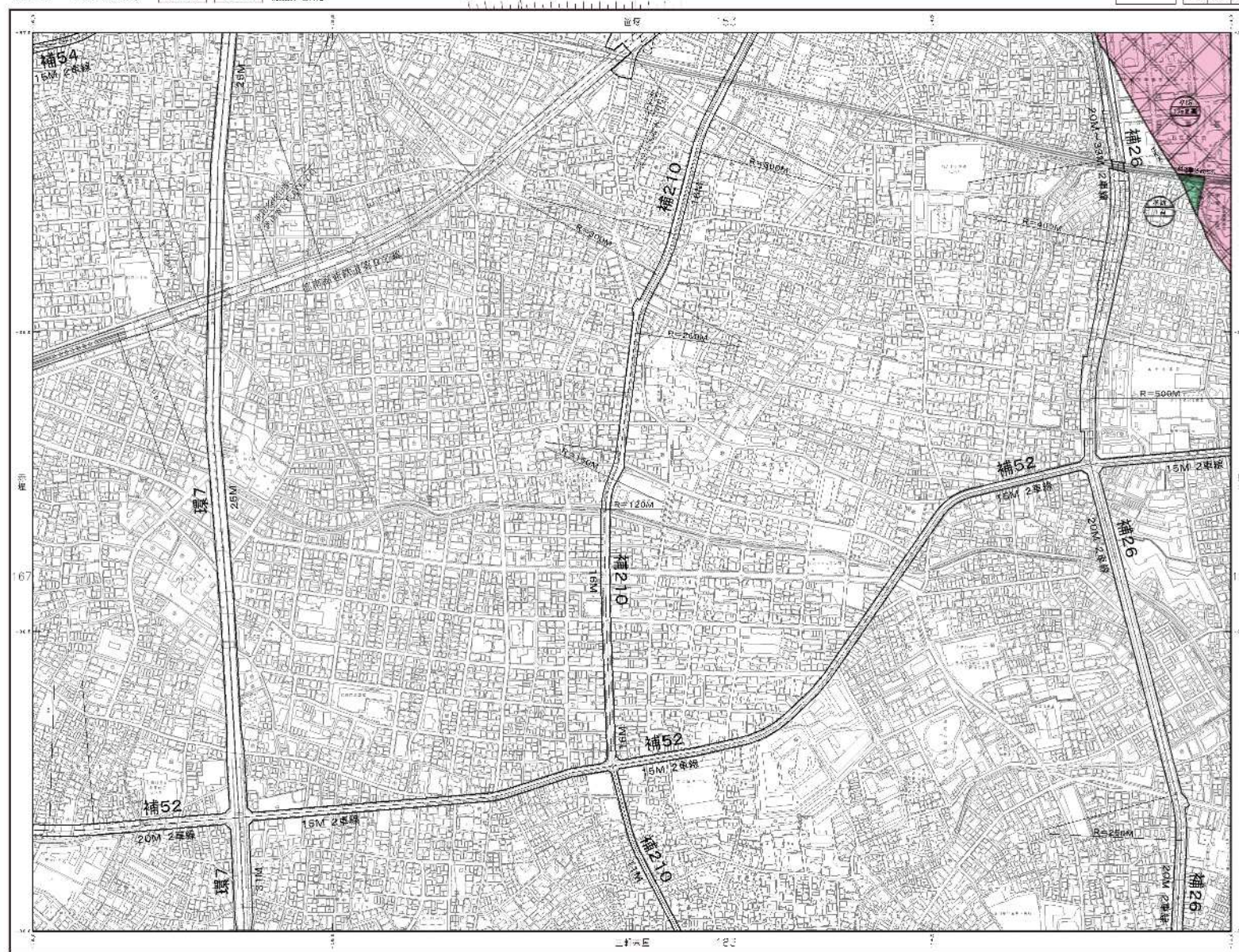
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

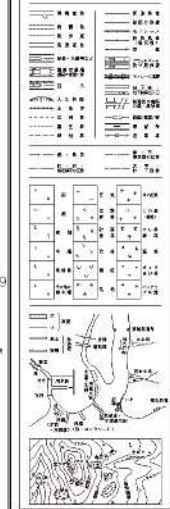
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0

3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18

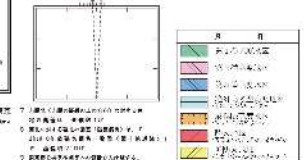
代田



図例	説明
1	高度地区
2	防火地域
3	準防火地域
4	道路
5	河川
6	公園
7	緑地
8	建築物
9	鉄道
10	境界線
11	境界線
12	境界線
13	境界線
14	境界線
15	境界線
16	境界線
17	境界線
18	境界線
19	境界線
20	境界線
21	境界線
22	境界線
23	境界線
24	境界線
25	境界線
26	境界線
27	境界線
28	境界線
29	境界線
30	境界線
31	境界線
32	境界線
33	境界線
34	境界線
35	境界線
36	境界線
37	境界線
38	境界線
39	境界線
40	境界線
41	境界線
42	境界線
43	境界線
44	境界線
45	境界線
46	境界線
47	境界線
48	境界線
49	境界線
50	境界線



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18



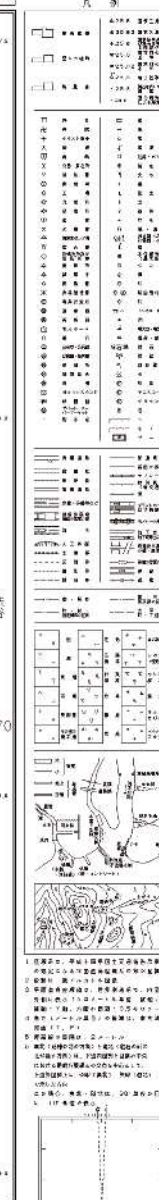
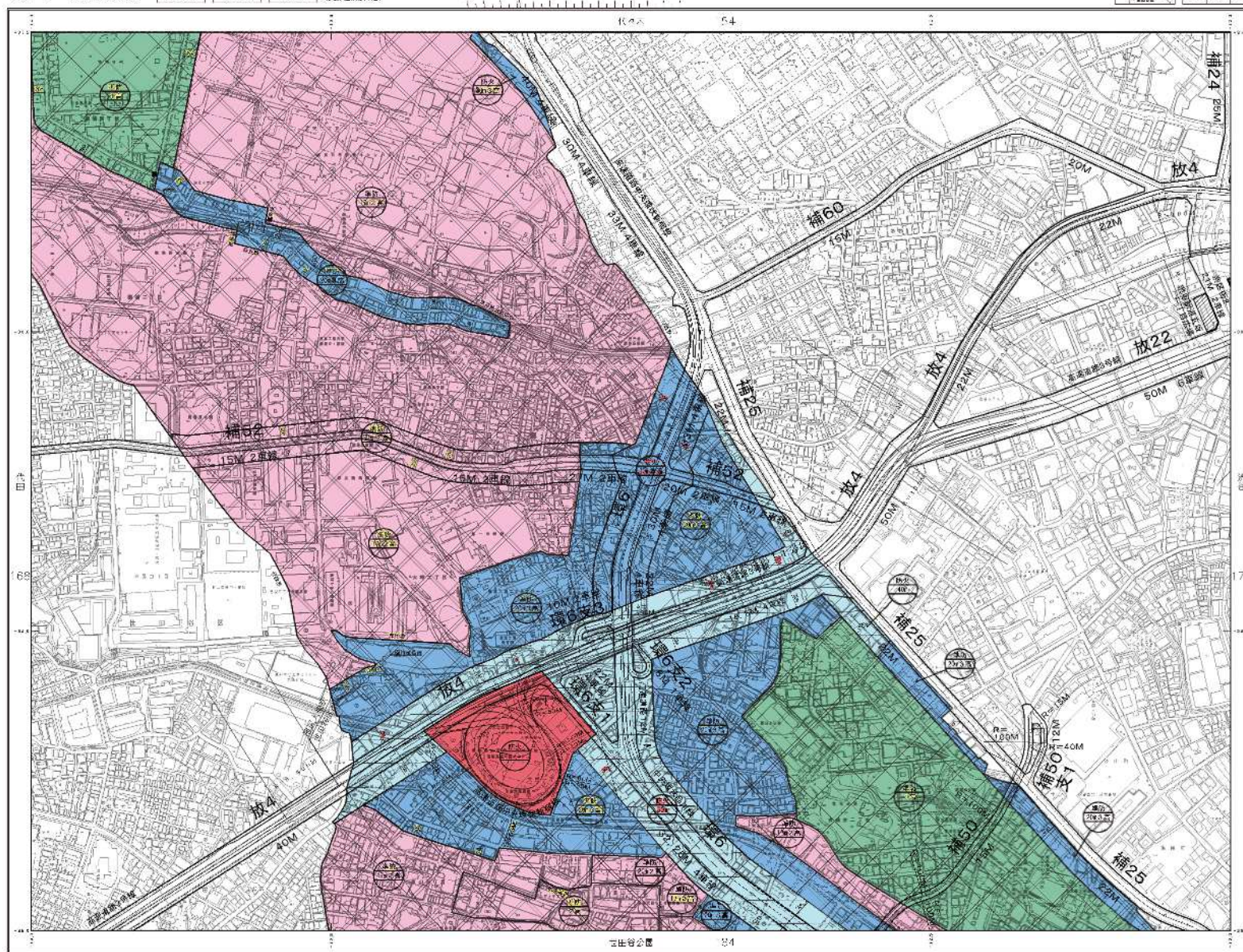
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）時間図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）時間図 1:2,500

36-9 (1) X-L D 2.0-4: 100-3-14 100-3-14 100-3-14 (2) 消防団区域図

駒場



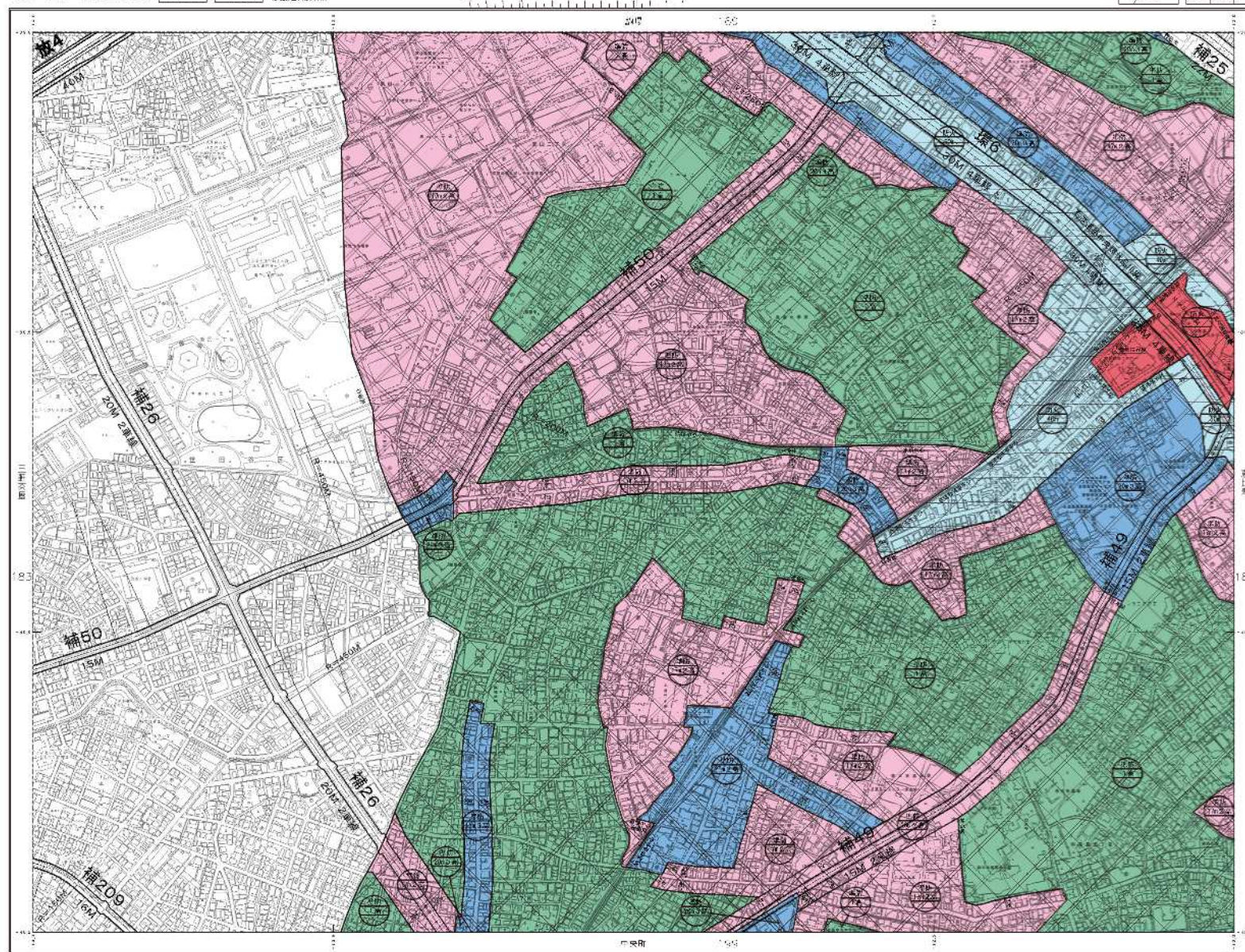
1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）時間図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）時間図 1:2,500

36-9 (1) X-L D 2.0-4: 100-3-14 100-3-14 100-3-14 (2) 消防団区域図

東京都庁、「内防火地域及び準防火地域（目黒区決定）」、「図2」1頁。

36-14	(1X-LD36-2)	H01-3-14	H02-3-14	详细请参见本手册
-------	-------------	----------	----------	----------



 中華郵政特准掛號認爲新聞紙類	本報地址：重慶市中二路 電話：二二五五 電掛：二二五五 郵政掛號：渝字第一二五號 零售每份：五分 本埠每月：一元二角 外埠每月：一元五角
 重慶市	
刊例：本報廣告刊例，請向本報廣告部索取。	印刷：本報印刷部承印。
地址：重慶市中二路	電話：二二五五
郵政掛號：渝字第一二五號	零售每份：五分
本埠每月：一元二角	外埠每月：一元五角

[illegible]

日	一	二	三	四	五	六	日
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	

- 1 音楽療法、音楽と脳科学、音楽と音楽療法の関係、音楽療法の歴史、音楽療法の種類と効果
- 2 脳科学、脳と音楽の関係、音楽療法の効果
- 3 音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果
- 4 音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果
- 5 音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果、音楽療法の種類、音楽療法の効果

图例	说明
	基本农田保护区
	基本农田保护区
	基本农田保护区
	基本农田保护区
	基本农田保护区
	基本农田保护区
	基本农田保护区

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1.2.000 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1.2.000

36-18

(1X-LD56-3)

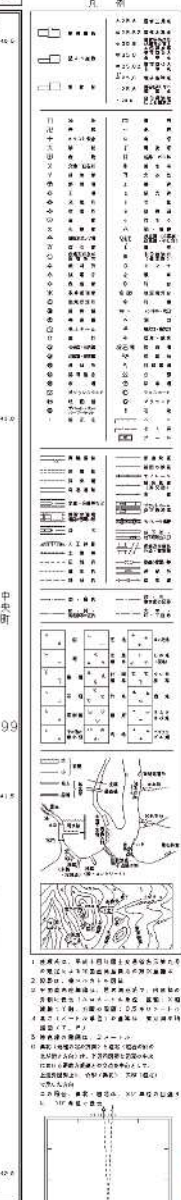
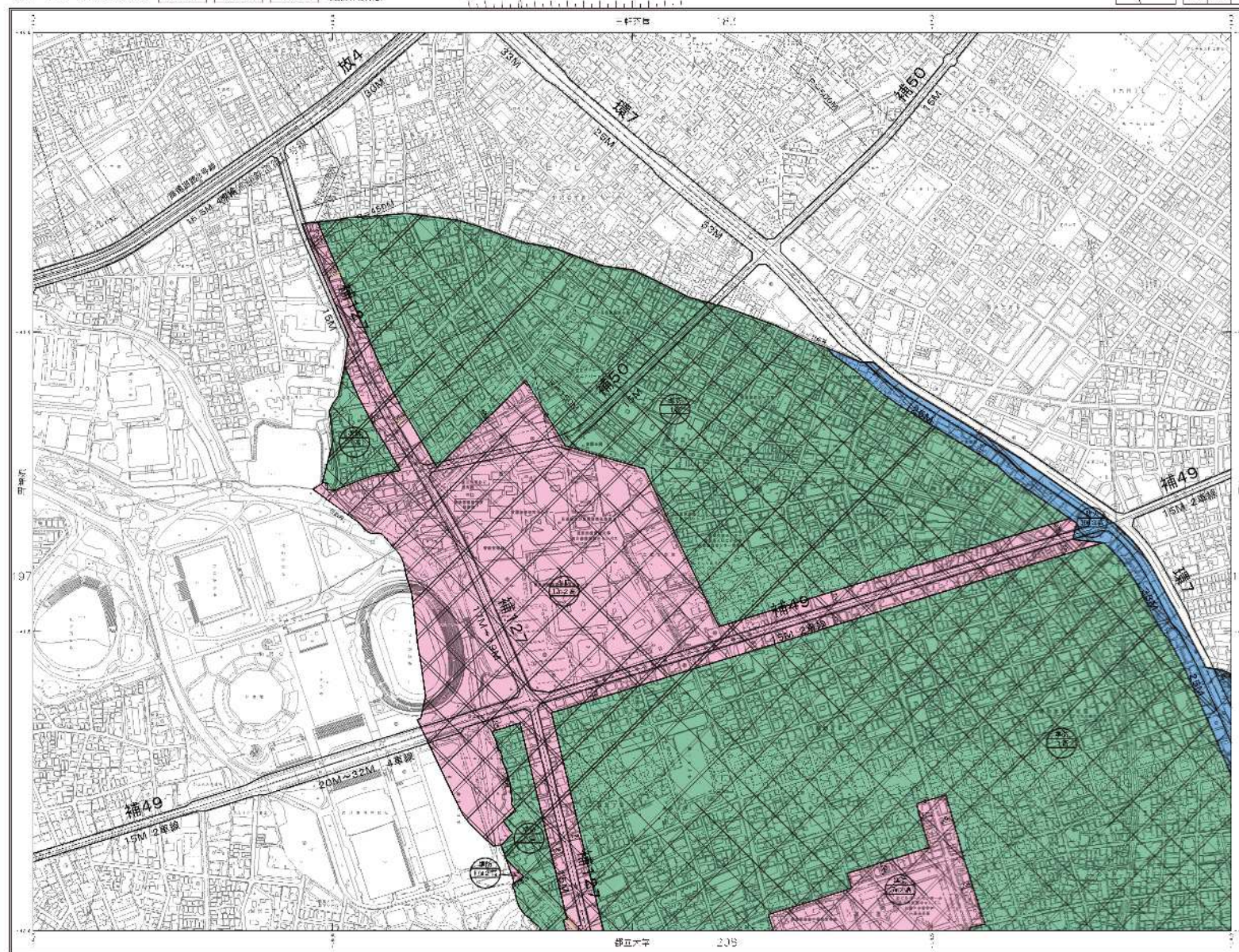
100-3-11

100-3-14

100-3-14

100-3-14

駒沢



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
1.2.000 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図
東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1.2.000
36-18 (1X-LD56-3) 100-3-11 100-3-14 100-3-14
100-3-14

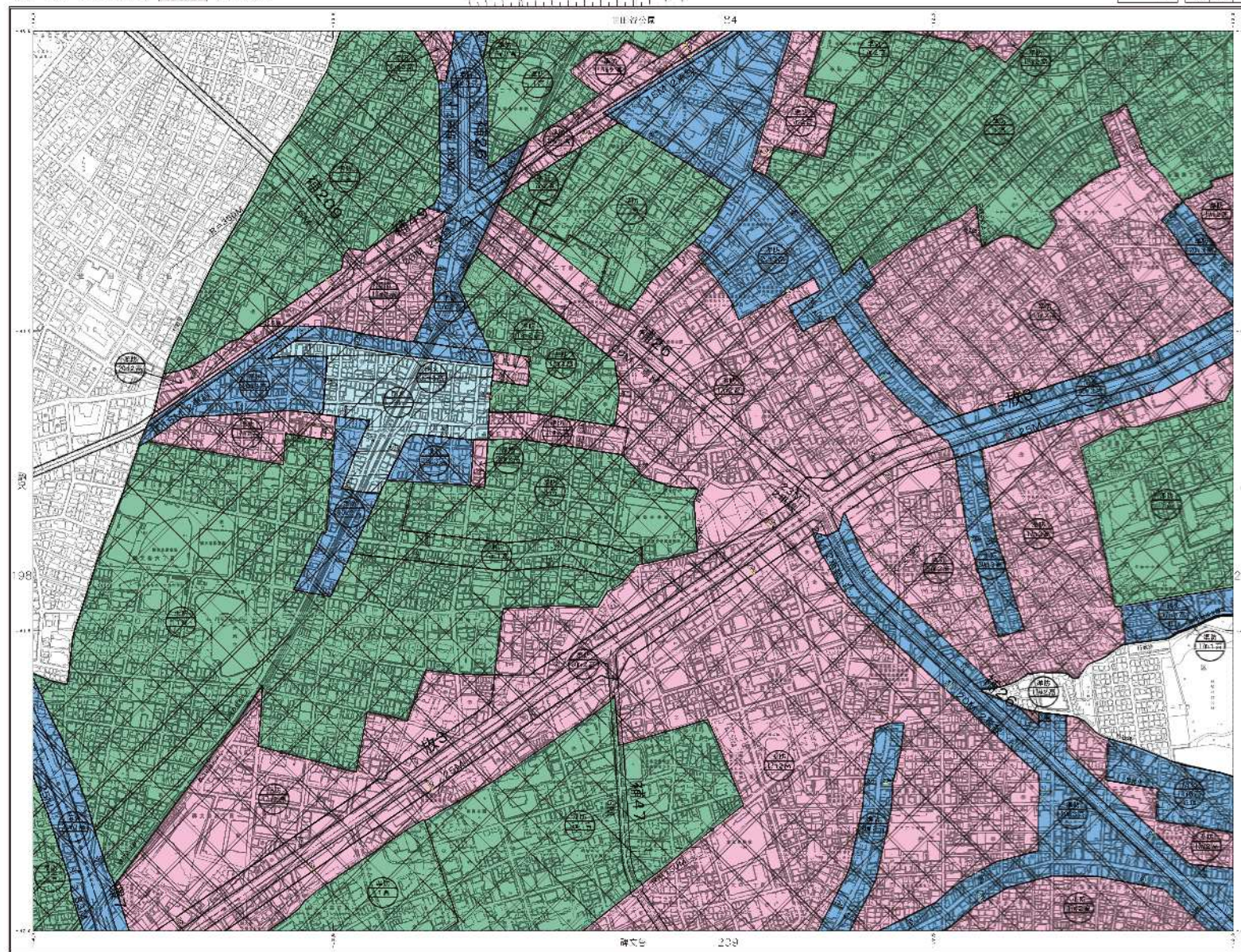
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,000 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）時間間

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）時間間 1:99

36-19 (1X-LD36-4) (100-1-10) (2000年1月現在)

中央町



図例	説明
高度地区	高度地区の境界線
防火地域	防火地域の境界線
準防火地域	準防火地域の境界線
道路	道路の境界線
河川	河川の境界線
公園	公園の境界線
学校	学校の境界線
病院	病院の境界線
神社	神社の境界線
寺	寺の境界線
仏教	仏教の境界線
基督教	基督教の境界線
イスラム教	イスラム教の境界線
その他	その他の境界線

図例	説明
道路	道路の境界線
河川	河川の境界線
公園	公園の境界線
学校	学校の境界線
病院	病院の境界線
神社	神社の境界線
寺	寺の境界線
仏教	仏教の境界線
基督教	基督教の境界線
イスラム教	イスラム教の境界線
その他	その他の境界線



1. 高度地区、防火地域、準防火地域の境界線は、目黒区決定の図面に基づき、2000年1月現在の状況を示す。

2. 高度地区、防火地域、準防火地域の境界線は、目黒区決定の図面に基づき、2000年1月現在の状況を示す。

3. 高度地区、防火地域、準防火地域の境界線は、目黒区決定の図面に基づき、2000年1月現在の状況を示す。

4. 高度地区、防火地域、準防火地域の境界線は、目黒区決定の図面に基づき、2000年1月現在の状況を示す。

5. 高度地区、防火地域、準防火地域の境界線は、目黒区決定の図面に基づき、2000年1月現在の状況を示す。



図例	説明
高度地区	高度地区の境界線
防火地域	防火地域の境界線
準防火地域	準防火地域の境界線
道路	道路の境界線
河川	河川の境界線
公園	公園の境界線
学校	学校の境界線
病院	病院の境界線
神社	神社の境界線
寺	寺の境界線
仏教	仏教の境界線
基督教	基督教の境界線
イスラム教	イスラム教の境界線
その他	その他の境界線

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

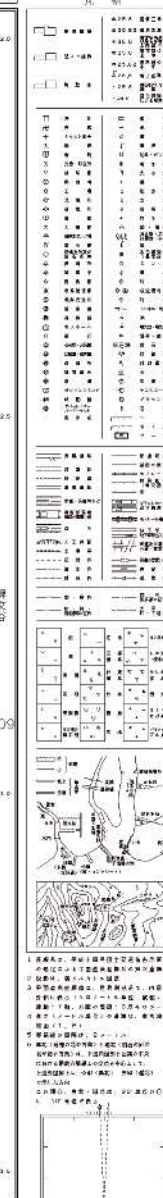
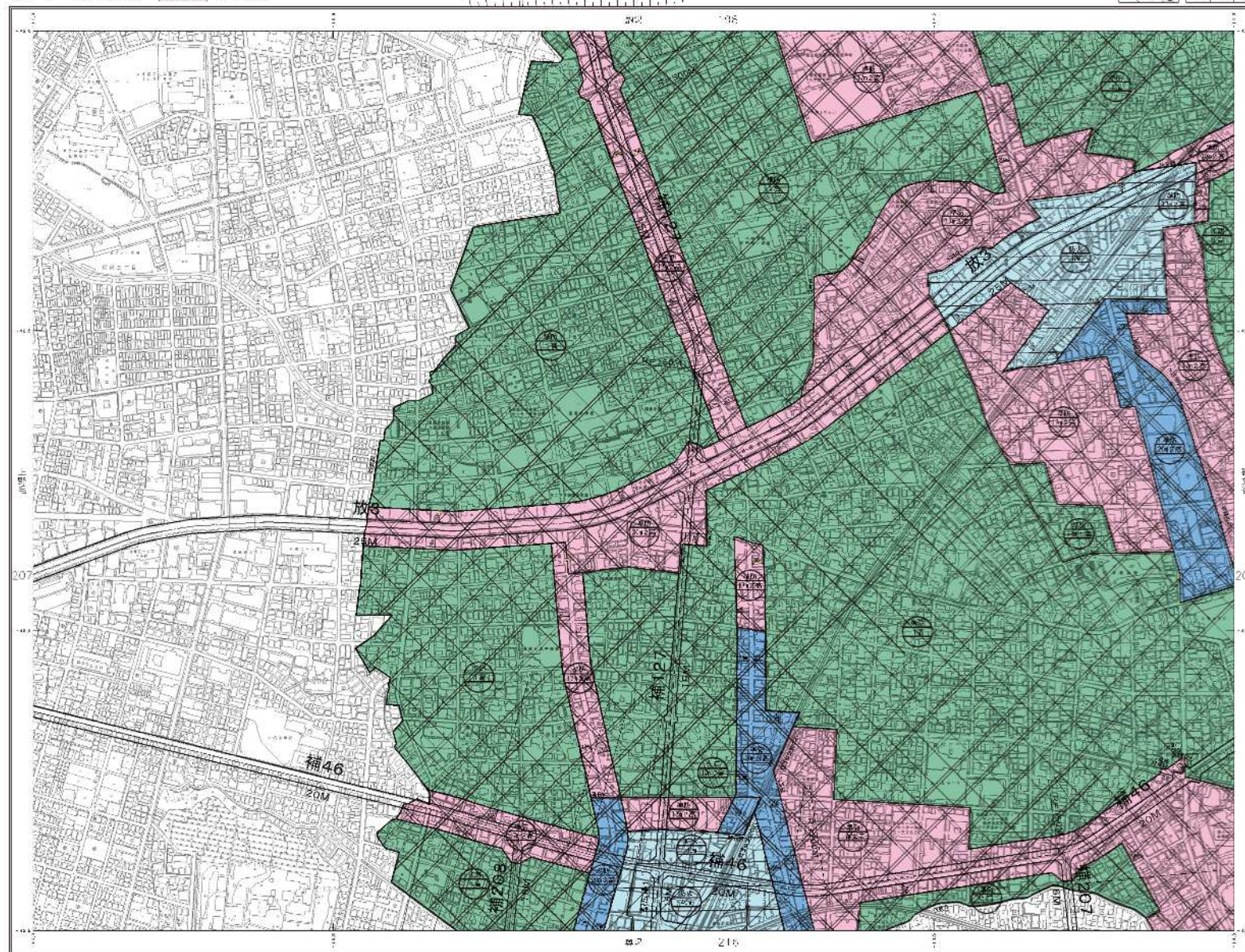
1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区高度地区及び準防火地域（目黒区決定）計画図 209

43-3 (2X-LD46-1)

（目黒区決定）計画図

都立大学



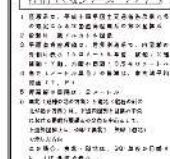
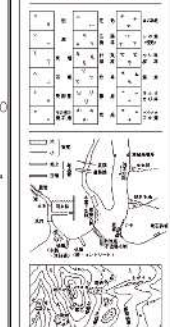
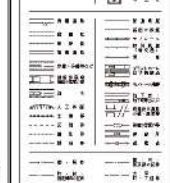
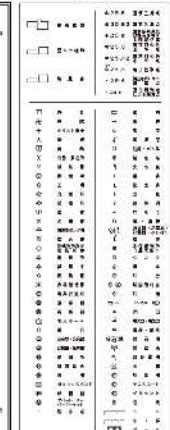
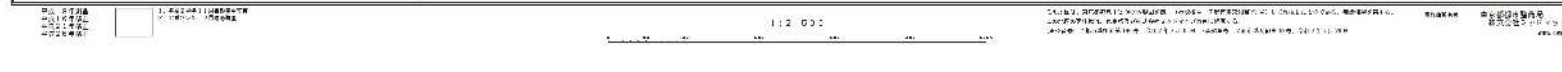
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図
東京都目黒区高度地区及び準防火地域（目黒区決定）計画図 209
43-3 (2X-LD46-1) (目黒区決定）計画図

7-2. 500 菲奈那市对国高要地区（日高区决定）对国高

東京都市計画防火地域及(準)防火地域(日麻区決定)計画図 209

43-4 (1X-LD46-2) IDB-3-14 (2) 2003年10月10日

☆



1:2.500 东京都市計画高度地区(旧都区決定)時間図

東京都内計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画別 210

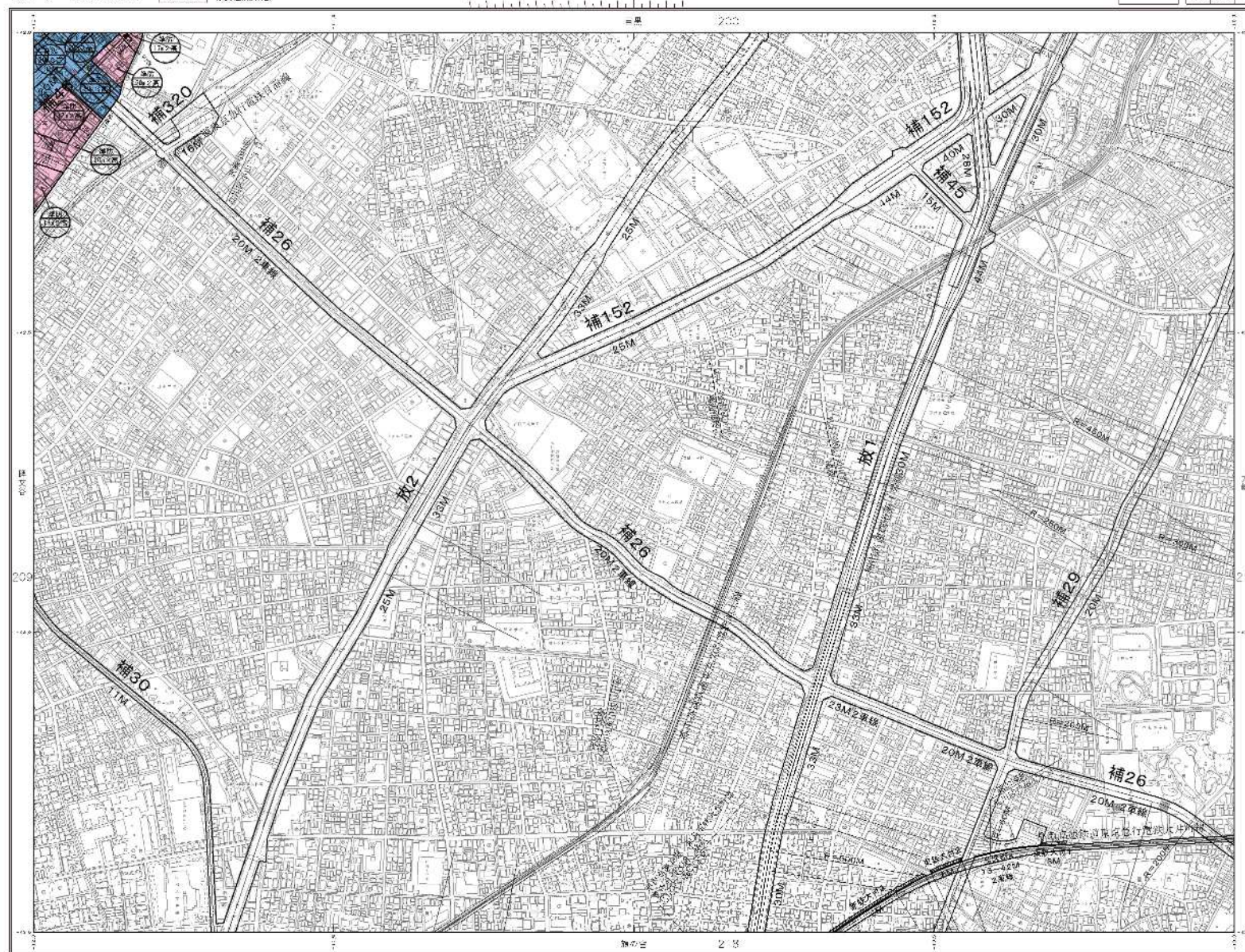
43-5

43-5 (1X-LD47-1)

ISBN: 3-14



凡 例



1 2 556

このように、同僚教師の大半が教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことが、総合理解が得られなかった理由に思われる。教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことは、教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことが、総合理解が得られなかった理由に思われる。

東京証券取引所 第二部 上場銘柄

東京信託市監査局
株式会社ラクトマダ

1. 函数 $y = \log_2(x+1)$ 的图象与直线 $y = x$ 的交点为 $(1, 1)$ ，则 $y = \log_2(x+1)$ 的图象与直线 $y = x$ 的交点为 $(1, 1)$ 。



色	名
	草の緑
	桜の粉
	空の青
	水色の青
	秋のオレンジ
	赤
	黄

1:2, 500 东京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市・市防火地域及び準防火地域（日黒区決定）計画図 216

43-8 (X-LD46-3) (01-5-14) (伊核問題解決に努力)

☆



四二五

1. 上野70年1月1日開始至70年
2. 昭和45年 7月開始迄

7. 04151 (MAY 88)

1:2 576

[illegible]

第 10 章

● 必考知识点

株式会社フジマツヤ 7
P256 (10/20)

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

7. 若函数 $f(x)$ 在区间 $[a, b]$ 上可导, 且 $f'(x) = 2x + 1$, 则 $f(b) - f(a) =$ ()
 A. $b^2 - a^2$ B. $b^2 + a^2$ C. $b^2 - a^2 + 1$ D. $b^2 + a^2 + 1$



色	名
	翠绿色
	粉红色
	蓝色
	浅蓝色
	橙色
	红色
	黄色

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都目黒区南地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217

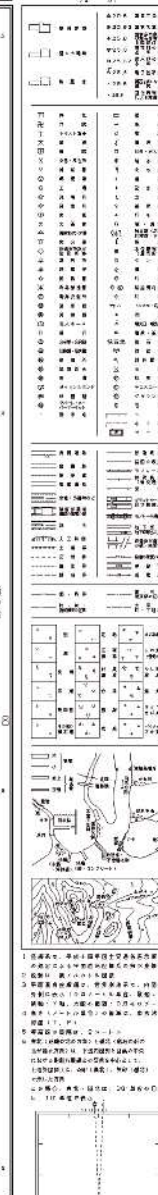
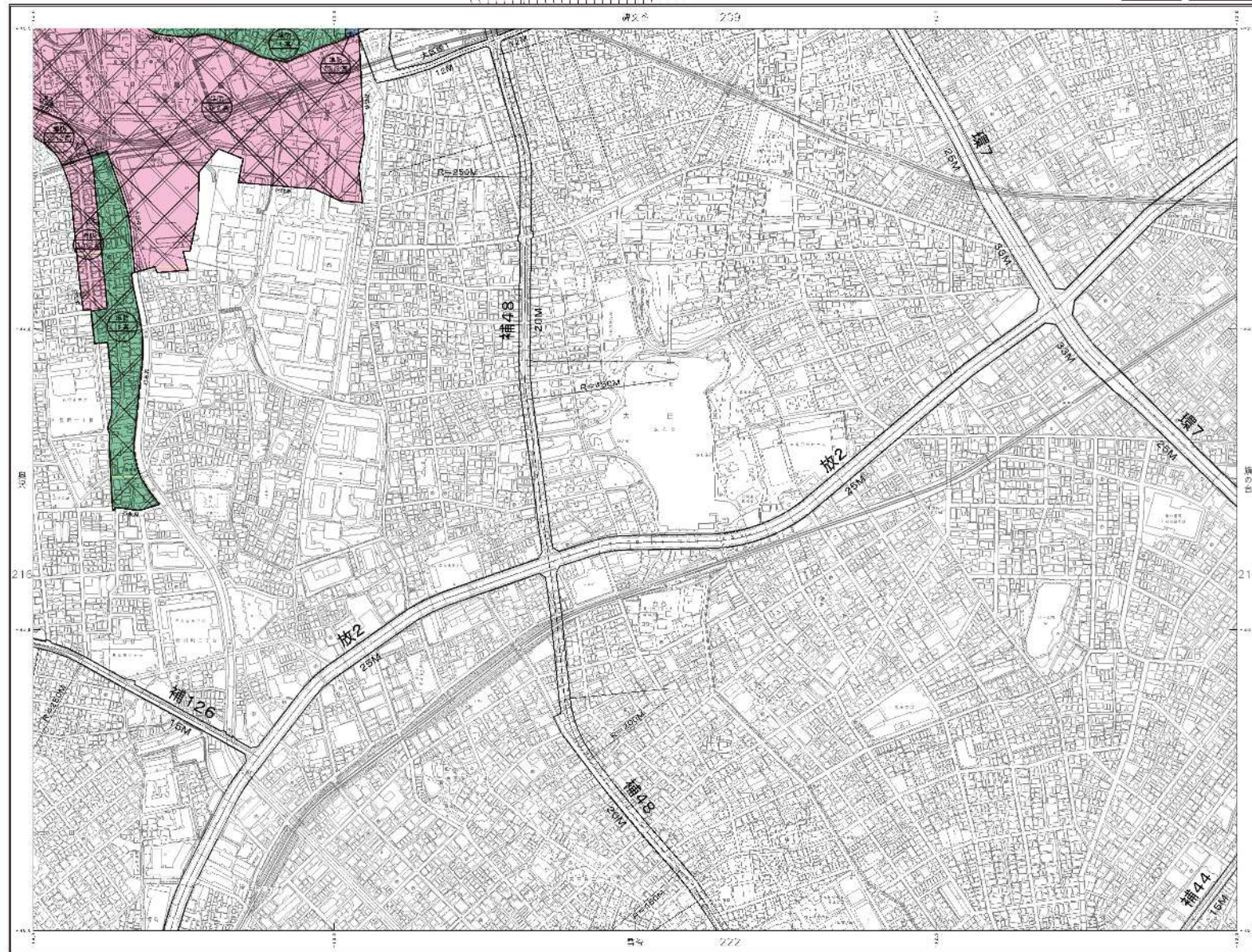
43-9 (2X-1D45-4)

（図例）

（図例）

（図例）

大岡山



1:2,500 東京都目黒区南地区（目黒区決定）計画図
 東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217
 43-9 (2X-1D45-4)

1:2,500 東京都目黒区南地区（目黒区決定）計画図
 東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217
 43-9 (2X-1D45-4)